

固定資産税・都市計画税の課税誤りとその後の対応状況について

1 経緯

令和6年度は、固定資産税・都市計画税の評価替えの年にあたり、土地については市内全ての路線価の見直しを行ったが、修正した路線価のうち、一部が住民情報系システムに反映されておらず、評価額、課税標準額及び税額に誤りが生じていることが5月中旬に判明した。

2 原因

修正した路線価を住民情報系システムに反映させるための一斉処理は、業者に依頼しているが、一斉処理後の修正に係るシステム反映のための処理については、職員自ら手作業で行うか、再度、処理を業者に依頼しなければならなかったが、今回は、そのどちらかの処理を行わなければならないことを、職員間で共有できていなかったため、一斉処理後の路線価の修正が反映されなかった。

3 課税誤りの状況

(1) 税額を更正した件数及び増減の総額（固定資産税・都市計画税合計）

	税額更正	(うち増額)	(うち減額)
更正した件数	125件	(23件)	(102件)
増減の総額	-339,800円	(85,300円)	(-425,100円)

※上記のほか、税額更正はないが、評価額等に修正があるもの 81件

(2) 増減額の幅

	最高額	最低額	(中央値)
増額の幅	26,500円	～ 200円	(1,700円)
減額の幅	-199,900円	～ -100円	(-1,300円)

4 納税義務者への対応状況

令和6年6月12日付けで、対象の納税義務者の方に、お詫びの手紙を同封し、修正後の納税通知書等必要書類を発送した。電話連絡、個別訪問等により、謝罪・説明を進めている。

- ・ 問合せ件数（電話） 10件
- ・ 訪問件数 1件（6月17日現在）

5 再発防止策

今回のことを重く受け止め、これまでの業務手順をすべて洗い出し、システム処理の時期や影響などについて、業者との間で再度確認したことをマニュアルに追加するとともに、システム入力後のチェック体制を強化する。また、評価替えの際にも、事前に資産税課内で業務手順を共有・確認し合い、今後このようなことがないように、より慎重に、適正な課税に努めていく。